

(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
②	<p>第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて充てる。</p> <p>② 検事正は、府務を掌理し、かつ、その府及びその府の対応する裁判所の管轄区域内に在る区検察庁の職員を指揮監督する。</p>	<p>第九条 各地方検察庁に検事正各一人を置き、一級の検事を以てこれに充てる。</p> <p>② 検事正は、府務を掌理し、且つ、その府及びその府の対応する裁判所の管轄区域内に在る区検察庁の職員を指揮監督する。</p>
②	<p>第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事（年齢が六十三年に達した者を除く。）をもつて充てる。</p>	<p>第十条 二人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各一人を置き、検事を以てこれに充てる。</p>
②	<p>第十二条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、検察官に任命することができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>前項の規定により検察官に任命することができない者のほか、年齢が</p>	<p>第十二条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p>

六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。

第二十二条 檢察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。

② 次長検事及び検事長は、年齢が六十三年に達したときは、年齢が六十

三年に達した日の翌日に、検事に任命されるものとする。

(削る)

第二十九条 檢察官の職員は、他の検察官の職員と各自の取り扱うべき事

務について互いに必要な補助をする。

第三十条 (略)

第三十一条 <

第十五条、第十八条から第二十条まで及び第二十二条から第二十五条まで並びに附則第三条及び第四条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）附則第十三条の規定により、検察官の職務

と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。

附 則

第一条 (略)

第二十二条 檢事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官

は年齢が六十三年に達した時に退官する。

(新設)

第二十九条及び第三十条 削除

第二十九条 檢察官の職員は、他の検察官の職員と各自の取り扱うべき事

務について互いに必要な補助をする。

第三十二条 檢察官の事務章程は、法務大臣が、これを定める。

第三十二条の二

この法律第十五条、第十八条乃至第二十条及び第二十二条乃至第二十五条の規定は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）附則第十三条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとする。

附 則

第三十三条 この法律は、日本国憲法施行の日から、これを施行する。

(削る)

第三十四条 この法律施行前、従前の検事総長又は大審院検事のした事件の受理その他の行為は、これを検事総長又は最高検察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事のした事件の受理その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める検事長、高等検察庁の検事、検事正又は地方検察庁の検事のした事件の受理その他の行為とみなす。

(削る)

第三十五条 この法律施行前、従前の検事総長又は大審院検事にあててされた事件の送致その他の行為は、これを検事総長又は最高検察庁の検事にあててされた事件の送致その他の行為とみなし、従前の検事長、控訴院検事、従前の検事正又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事にあててされた事件の送致その他の行為は、これをそれぞれ政令で定める検事長、高等検察庁の検事、検事正又は地方検察庁の検事にあててされた事件の送致その他の行為とみなす。

(第二条)

(略)

(削る)

第三十六条 法務大臣は、当分の間、検察官が足りないため必要と認めるときは、区検察庁の検察事務官にその庁の検察官の事務を取り扱わせることができる。

第三十七条 裁判所構成法による検事たる資格を有する者は、第十八条及び第十九条の規定の適用については、その資格を得た時に司法修習生の

修習を終えたものとみなす。この法律施行の際現に弁護士たる資格を有する者で弁護士の在職年数がこの法律施行後において三年に達する者についてその三年に達した時も同様とする。

② この法律施行前弁護士試補として一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経た者又はこの法律施行の際現に弁護士試補たる者で一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経たものは、前項の規定にかかわらず、その考試を経た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。

③ 弁護士たる資格を有する者が、朝鮮弁護士令（昭和十一年制令第四号）、台湾弁護士令（昭和十年律令第七号）又は関東州弁護士令（昭和十一年勅令第十六号）による弁護士（以下外地弁護士と称する。）の職に在つたときは、第十八条の規定の適用については、外地弁護士の在職の年数が三年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年数が通じて三年以上になるものは、その三年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試補として一年六箇月以上の実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に、それぞれ司法修習生の修習を終えたものとみなす。

(削る)

第三十八条 裁判所構成法による検事若しくは判事の在職又は同法による検事たる資格を有する者の司法省各局長、司法省調査部長、司法省調査官、司法書記官、司法研究所指導官、司法研究所事務官、司法省参事官、少年審判官、領事官、朝鮮総督府検事、朝鮮総督府判事、台灣總督法院檢察官、台灣總督府法院判官、關東法院檢察官、關東法院判官、南洋厅檢事若しくは南洋厅判事の在職は、第十九条第一項第一号の規定の

適用については、これを二級の検事の在職とみなす。

(削る)

第三十八条の二 弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に
に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖縄に適用
されていた法令（以下「沖縄法令」という。）の規定による検察官、
裁判官又は弁護士の職にあつたときは、その在職の年数のうち沖縄法令
の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を
経過した後のもの（沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の
在職の年数が通算して二年を経過する前に、司法修習生の修習と同一の
修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、
弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数）
は、第十九条第一項第一号の規定の適用については、二級の検事の在職
の年数とみなす。

2 沖縄法令の規定による琉球上訴検察庁事務局長、琉球高等検察庁事務
局長又は琉球政府法務局の部長、室長若しくは訟務官の職にあつた年数
は、前項の規定の適用については、沖縄法令の規定による検察官の職に
あつた年数とみなす。

3 沖縄法令の規定による裁判所調査官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉
球高等裁判所事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用につい
ては、沖縄法令の規定による裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし
、裁判所調査官については、司法修習生の修習と同一の修習課程を終え
た者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。

(削る)

第三十九条 第十八条第二項第二号中二級官吏とあるのは、奏任文官を、第十九条第一項第四号中一級官吏とあるのは、勅任文官を含むものとする。

(削る)

第三十九条の二 沖縄法令の規定による琉球政府又は市町村の職員であつた者は、第十八条第二項第二号の規定の適用については、公務員の職にあつた者とみなす。

(削る)

第四十条 この法律施行の際奏任の検事で現に控訴院検事又は地方裁判所検事若しくは区裁判所検事の職に在る者は、別に辞令を発せられないときは、検事に任せられ、二級に叙せられ、且つ、それぞれ政令で定める高等検察庁又は地方検察庁の検事に補せられたものとする。

(削る)

第四十一条 この法律施行の際現に書記長若しくは裁判所書記の職に在つて検事局に属する者又は検察補佐官の職に在る者は、別に辞令を発せられないときは、現に受ける号俸を以て検察事務官に任せられ、奏任又は二級の者は、二級に、判任又は三級の者は、三級に叙せられたものとする。

(削る)

第四十二条 政令で特別の定をした場合を除いて、他の法律中「検事」を「検察官」に、「管轄裁判所ノ検事」を「管轄裁判所ニ対応スル検察官ノ検察官」に改める。

令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間における第二十二条第一項の規定の適用については、同項中「検察官は、年齢が六十五年」とあるのは、「検事総長は、年齢が六十五年に達した時に、その他の検察官は、年齢が六十四年」とする。

第四条 法務大臣は、当分の間、検察官（検事総長を除く。）が年齢六十三年に達する日の属する年度の前年度において、当該検察官に対し、法務大臣が定める準則に従つて、当該検察官が年齢六十三年に達する日の翌日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する規定に係る情報を提供するものとともに、同日以後における勤務の意思を把握するよう努めるものとする。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

附 則

第一條（略）

（削る）

現 行

附 則

第五条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第六条 この法律の規定による俸給その他の給与（旅費を除く。）は、昭和二十三年一月一日に遡及してこれを支給する。

2 昭和二十三年一月一日以後すでに支給された俸給その他の給与は、前項の規定により支給されるべき俸給その他の給与の内払とみなし、これを超える額（退職手当及び死亡賜金にかかる部分の金額を除く。）は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第三十八条第一項第五号の給与とみなす。

第七条 檢察官の俸給等の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十六号）は、これを廃止する。

第二条 この法律の規定は、国家公務員法のいかなる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。

第八条 この法律の規定は、国家公務員法の如何なる条項をも廃止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。

第九条　副検事の俸給月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、六十三万四千円とすることができる。

第十条　検察官の俸給等に関する法律等の一項を改正する法律（平成二十四年法律第五号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間ににおいては、検察官に対する俸給の支給に当たつては、俸給月額（検察官の俸給等に関する法律の一項を改正する法律（平成十七年法律第百十八号）附則第三条の規定による俸給を含む。）から、当該俸給月額に次の各号に掲げる検察官の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

一 検事総長 百分の二十

二 東京高等検察庁検事長 百分の十五

三 次長検事及びその他の検事長 百分の十

四 一号から十四号までの俸給を受ける検事及び前条に定める俸給月額の俸給又は一号から九号までの俸給を受ける副検事 百分の九・七七
五 十五号から二十号までの俸給を受ける検事及び十号から十六号までの俸給を受ける副検事 百分の七・七七

六 十七号の俸給を受ける副検事 百分の四・七七

2 前項の規定により俸給の支給に当たつて減ずることとなるされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

年に達した日の翌日（次項において「特定日」という。）以後、第三条第一項の規定によりその者が受ける号に応じた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。

2 檢察庁法第二十二条第二項の規定により検事に任命された者には、当分の間、特定日以後、その者の受ける俸給月額のほか、その者の年齢が六十三年に達した日にその者が受けっていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）と特定日にその者の受ける俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。